

熱回収施設設置者認定制度について

1. 認定制度導入の背景と趣旨

循環型社会の形成に向けて、国は平成23年4月1日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)を改正し、廃棄物の焼却時における**熱回収**※1の促進のため、新たに**熱回収施設設置者認定制度**※2を創設しました。

※1 廃棄物の焼却時に発生する熱を発電等に利用することをいいます。

※2 一定の基準に適合する熱回収施設を有する廃棄物処理施設を市長が認定する制度です。

2. 認定の基準

認定を受けるためには、以下の**基準**に適合している必要があります。

<熱回収施設の技術上の基準>

- (1) 廃棄物処理施設の技術上の基準に適合していること。
- (2) 発電を行う場合はボイラー及び発電機、発電以外を行う場合はボイラー又は熱交換器が設けられていること。
- (3) 熱回収により得られる電力量や熱量を把握するために必要な装置が設けられていること。

<申請者の能力の基準>

- (1) 年間の熱回収率が**10%以上**であること。
- (2) 投入するエネルギー量の30%を超えて燃料の投入を行わないこと。
- (3) 熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

3. 認定を受けることのメリット

認定を受けることで次のようなメリットがあります。

- (1) 産業廃棄物の保管上限が、1日の処理量の**14日分**から**21日分**に引き上げられる。
- (2) 排出事業者等に向けて、循環型社会形成への意識が高い事業者としてアピールできる。
- (3) 5年ごとの更新制のため、焼却施設等の設置者に義務付けられている**定期検査**(法第8条の2の2第1項、法第15条の2の2)が**免除**される。

4. 川崎市における認定状況

平成30年8月28日現在の、**川崎市の熱回収設置者認定件数は1件**です。

認定番号	認定年月日	氏名	熱回収施設の設置場所
1	平成24年2月7日	株式会社クレハ環境	川崎市川崎区千鳥町6番1号